

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

カプコングループ(以下、当社グループという)は、
世界最高品質のゲームを生み出す開発力・技術力、
世界に通用する多数の人気IPを保有していること
を強みとしている。

今後も、中長期にわたる安定成長を実現し、企業価値向上を図るためにコーポレート・ガバナンスに関する基本方針として「カプコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を策定し、コーポレート・ガバナンス体制の持続的な充実に取り組む。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社グループは、「経営理念」に基づき、「ステークホルダーとの適切な関係」構築に努め、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

< 経営理念 >

ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、人々に感動を与える「感性開発企業」

< 経営理念を実現するための取組 >

経営人材力の強化と後継者育成

性別・国籍・年齢等における多様性を図り、組織体制の整備と機能の向上

取締役会による有効なリスクコントロール体制の構築

適時・適切な情報発信と対話による経営の透明化

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2021年6月11日付コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき、プライム市場向けの内容を含めて、すべて実施しており、「カプコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン」等において開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則2-4- 中核人材の登用等における多様性の確保】

(1)当社は、中長期的な企業価値向上に向けた中期経営目標の達成のため、中核的競争力である開発体制の拡充を図るには、研究開発やコンテンツ制作にかかる人的資本への投資・活用における開発人員の増強が重要であると認識しております。

そのため、当社は連結での開発人員数2,500名体制に向けて、2013年度以降100名規模、2017年度以降では150名規模での開発人員の採用を推し進めており、2021年3月期末における開発人員数は約2,450名となっております。

(2)加えて、当社は事業環境の変化に対応するため、性別、国籍、年齢等に関係なく採用や評価等を行うなど、多様性のある人材の確保・育成への投資に努めております。

(3)多様性の確保・活用について

女性の確保・活用

当社は、仕事と家庭生活の両立や働き方の多様化に対応するため、人事制度の整備・活用を推進するとともに、管理職候補に対するキャリア形成研修により機会の創出を図っております。

女性の管理職への登用については、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年を計画期間として、働き方の多様性に関する人事制度の構築と女性の管理職比率15%以上を目指す行動計画を策定しております。

なお、女性管理職の比率は、2021年3月期末において10.3%であり、引き続き優秀な人材への育成、確保に努めてまいります。

外国人の確保・活用

当社は、海外展開力の強化に向け、外国人のキャリアアップ支援や管理職への登用を行うとともに、積極的採用を図っております。

外国人の管理職への登用については、具体的な目標は定めておりませんが、従業員に占める割合は増加傾向にあり、管理職候補の育成に取り組んでおります。

なお、外国人管理職の比率は、2021年3月期末において2.9%であり、引き続き、さらなる管理職登用に向けて、優秀な人材への育成、確保に努めてまいります。

中途採用者の確保・活用

当社は、中期経営目標達成に向けて、中途採用等により高度な専門スキルを有する人材の確保・活用を行っており、当社事業の強化を図っております。加えて、階層別研修を充実させるなど、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等を行っております。

中途採用者の管理職への登用については、具体的な目標は定めておりませんが、必要に応じて即戦力人材として採用するとともに、管理職候補の育成に取り組んでおります。

なお、中途採用者の管理職比率は、2021年3月期末において56.9%であり、引き続き、優秀な人材の確保に努めてまいります。

(4)多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況について

当社は、今後も開発力の強化に向けて、開発職に特化した研修などを推し進めると同時に、マネジメント力向上に向けた研修を実施するなど、多様性のある人材の確保と育成を推し進めてまいります。

【補充原則3-1- サステナビリティについての取り組み等】

(1)サステナビリティについての取組み

当社は、株主、顧客、取引先、従業員および地域社会などのステークホルダーとの協働を図るとともに、積極的な情報開示と透明性の向上に努めております。

当社の経営戦略推進にかかるサステナビリティについての具体的な取組み内容については、当社統合報告書および当社ウェブサイトの「カプコンのCSR」(<https://www.capcom.co.jp/ir/csr/>)に記載しております。

(2)人的資本、知的財産についての取組み

当社は、経営理念のもと、培ってきた資本と持続的な成長基盤を活用することにより、事業活動を通じて当社独自の人気コンテンツを創出しており、グローバルで多くのファンを獲得しております。

当社企業価値のさらなる向上のため、引き続き、開発人員の増強と開発環境の整備に向けた人的資本への投資、創業以来様々な分野に展開してきた当社コンテンツ等の知的財産への投資および将来の新技術の活用を見据えた研究開発投資等を積極的に推し進めてまいります。

【補充原則4-11- 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(1)業務執行取締役、社外取締役および監査等委員である取締役は、経営実務、リスク管理、法務、会計・税務および行政等の幅広い分野での豊富な経験や専門知識、識見に基づき適宜必要な発言を述べるなど、各人の役割・責任を果たすことにより、取締役会全体の最適化を図っております。

(2)取締役会メンバーのスキル・マトリックスについては、定時株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11- 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(1)当社取締役は、兼任先は当社子会社をはじめとした合理的な範囲にとどまっており、当社取締役としての職務を適切に果たしています。

(2)取締役の兼任状況については、定時株主総会招集通知および有価証券報告書などにより毎年開示しております。

【補充原則4-11- 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、さらなる取締役会の機能強化のため、2021年3月期は取締役会の実効性評価を行いました。実施に当たっては取締役全員を対象に個別アンケートやインタビューなど、個々の意見を求めやすい方法で実施し、その分析結果をもとに意見交換を行いました。

その結果、今回の実効性評価において、当社取締役会の実効性は確保されているとの結果が得られるとともに、以下のような経営の監督機能強化に向けた新たな課題を確認することができました。今後も、当社取締役会の強みを活かすとともに、課題への理解を深め、さらなる機能向上に努めてまいります。

(1)主な課題

- コーポレート・ガバナンスの機能強化
- コミュニケーションの質・量の維持・向上

(2)改善策と今後の方針について

- ガバナンスをテーマとした議論および意見交換の機会のさらなる拡充
- 取締役会への議案上程に関する基準および規則の精査と見直し
- 取締役会における審議活性化のための効率的な資料提供

当社は、2021年6月11日付コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき、プライム市場向けの内容を含めて、すべて実施しており、「カプコンコーポレート・ガバナンス ガイドライン」等において開示しております。

【原則1-4 政策保有株式】

【原則1-7 関連当事者間の取引】

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則4-1- 取締役会の役割責務(1)】

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

【補充原則4-10- 指名委員会・報酬委員会】

【補充原則4-14- 取締役・監査役のトレーニング】

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,064,500	10.80
株式会社クロスロード	21,365,200	10.01
ジェービー モルガン チェース バンク 380815	10,460,000	4.90
辻本 美之	8,077,800	3.78
辻本 憲三	8,039,360	3.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,558,100	3.54
辻本 春弘	6,198,800	2.90
辻本 良三	6,183,800	2.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,488,843	1.63

ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	3,260,924	1.53
----------------------------	-----------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

所有株式数の欄は、2021年9月30日現在で表示しております。なお、当社は、自己株式57,393,708株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2021年3月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、インベスコ アドバイザーズ インクおよびその共同保有者1名が2021年3月15日現在で当社株式を以下のとおり保有している旨が記載されておりますが、当社として2021年9月末における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

[インベスコ アドバイザーズ インク他1名]

インベスコ アドバイザーズ インク 保有株券等の数5,253千株 株券等保有割合3.88%

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド 保有株券等の数 - 千株 株券等保有割合 - %

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村中 徹	弁護士											
水越 豊	他の会社の出身者											
小谷 渉	その他											
岩崎 吉彦	その他											
松尾 眞	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

村中 徹			<p>弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、会社法や金融商品取引法などを専門とする弁護士で、高度な専門知識や幅広い識見、知見を有するとともに、専門的な見地から適法性、妥当性等の提言や助言を行っており、法的な観点などから取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。</p>
水越 豊				<p>コンサルタント業界における長年の経験や知見により経営分析や経営戦略の策定などに精通するとともに、経済動向に関する高い見識や国際感覚をもとに独立した立場から積極的な意見や提言を行っており、外部の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。</p>
小谷 渉				<p>会社の経営に参加したことはありませんが、長年警察行政に携わっており、ITセキュリティおよび法律全般にわたる広範な専門知識や豊富な経験を有しております。また、リスク管理や適法性確保の観点から、当社の経営に中立かつ客観的な視点で提言や助言を行うなど、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。</p>
岩崎 吉彦				<p>社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、税務行政における専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、外部の視点から助言やアドバイスを行っており、税務、財務および会計の観点などから取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。</p>
松尾 眞			<p>桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として高度な専門知識や広範な識見により法曹界で活躍するとともに、上場会社の豊富な社外役員経験により実業界にも精通しているため、取締役会等において法的な観点などから指導や助言を行っており、法律の専門知識を取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
--------	---------	----------	----------	---------

監査等委員会	3	2	1	2	社外取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査等委員会の職務が円滑かつ適正に遂行できるよう、監査等委員会直轄組織の内部監査本部等を設置しており、15名の専従スタッフが監査等委員である取締役の指示による補助業務の任に当たっているほか、当該従業員の異動については、監査等委員会の同意を得るようにしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は主に業務監査の観点から、経営に対する監視機能を果たすようにしております。また、会計監査人は会計監査の視点に立ってそれぞれ監査を行っております。

監査等委員会と会計監査人は必要に応じて随時協議を行い、監査に関する意見、情報の交換を行うなど、連携と協調を図ることにより双方の監査を充実、向上させております。

また、当社は、監査等委員会を補助する内部監査部門として内部監査本部等を設置しており、全部門を対象に定常的なモニタリングを行うほか、グループ会社を含めて適法性、妥当性、効率性等の情報収集、分析を行い、監査結果を監査等委員会に報告のうえ、監査等委員会が取締役会に当該結果を報告するようにしております。加えて、不測の事態が発生した場合において、適切な経営判断の一助に資するため、その因果関係を迅速に調査、分析し監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会から取締役会へ報告することにより、会社の損失の最小化を図っております。

他方、取締役会は、監査等委員会から提供された報告等に基づき、当社グループに内在する事業リスクや非効率な事業を的確に把握し、危機の未然防止や業務改革に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

任意の指名・報酬委員会は、次の5名の取締役(社内取締役2名・社外取締役3名)から構成されており、社外取締役が過半数を占めております。各委員は、取締役会が知見、識見や経験等を勘案のうえ、選定しております。なお、事務局は設置していません。

岩崎吉彦(委員長、常勤監査等委員・社外取締役)

野村謙吉(社内取締役)

水越 豊(社外取締役)

平尾一氏(常勤監査等委員・社内取締役)

松尾 眞(監査等委員・社外取締役)

指名・報酬委員会は、取締役会から取締役等の指名または報酬の諮問を受け、審議のうえ、取締役会に答申しております。

2021年3月期は3回開催しており、委員である取締役の出席状況は、岩崎吉彦、野村謙吉、水越 豊および平尾一氏の各氏が3回のうち3回、松尾 眞氏が3回のうち2回であります。

諮問があった場合の主な検討事項は以下のとおりです。

ア. 指名に関する検討事項

(ア)株主総会に上程する取締役候補者の選定方針

(イ)株主総会に上程する取締役候補者の選定

(ウ)執行役員を選定

(エ)役付執行役員を選定

(オ)後継者の計画

(カ)その他上記に関連する事項

- イ. 報酬に関する検討事項
- (ア) 取締役報酬等の方針
- (イ) 固定報酬と業績連動報酬
- (ウ) 個別報酬に関する業績評価
- (エ) 賞与に関する業績評価
- (オ) その他上記に関連する事項

【独立役員関係】

独立役員の人数 5名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役5名は、全て独立役員の基準を満たしていますので、5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の取締役に対する報酬は次のとおりであります。
 取締役(監査等委員を除く)に対する報酬 7名 総額427百万円(基本報酬296百万円、賞与131百万円)
 うち、社外取締役に対する報酬 3名 総額34百万円(基本報酬34百万円)
 監査等委員である取締役に対する報酬 3名 総額54百万円(基本報酬54百万円)
 うち、社外取締役に対する報酬 2名 総額32百万円(基本報酬32百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりです。

(1) 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の決定方針

取締役(監査等委員を除く)の報酬等については、公正性と透明性を確保するため、取締役会は社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会(委員の過半数は社外取締役)に諮問し、同委員会以下の方針をもとに審議・答申し、取締役会で決定しております。

取締役(監査等委員を除く)の基本報酬

ア. 月額報酬として定額の固定報酬とします。

イ. 各人の役位、職責、在任期間、業務執行取締役および非業務執行取締役等を勘案するとともに、個人の実績を評価したうえ、相当とされる金額とします。

取締役(社外取締役および監査等委員を除く)の業績連動報酬等

ア. 短期業績連動報酬として単年度の賞与を基本とします。

イ. 当社の経営目標である「利益の安定成長」をもとに次の項目を評価し算定します。

(ア) 親会社株主に帰属する当期純利益の単年度黒字

(イ) 連結営業利益の前年比増益

(ウ) 連結営業利益の複数年の連続増益

(エ) 管掌業務評価

ウ. 取締役(社外取締役および監査等委員を除く)の報酬等の割合は、基本報酬である月額報酬に加え、単年度の賞与として年間の基本報酬の

50%を最大値とする範囲内で上記項目をもとに設定することとします。

(2)監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の報酬等は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤等を勘案のうえ、各監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

監査等委員以外の社外取締役は秘書室のスタッフ、また、監査等委員である社外取締役については、内部監査本部等の専従スタッフが、それぞれ補助業務を行っております。

その他の支援体制については、「カブコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン 第4章 組織体制 7. 支援体制」をご参照ください。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は、相談役・顧問制度がありますが、元代表取締役社長等である相談役・顧問はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行、監査機能等の充実にに向けた施策等について

当社は、監査等委員会設置会社のため、監査機関である監査等委員会の構成員は、取締役会決議における議決権を有しております。

監査等委員会の監査は「適法性監査」のほか、「妥当性監査」も加わるため経営全般にわたる幅広い監督が可能となり、監督機能は一層強化されています。

当社は、重要な業務執行の決定権限の一部を代表取締役に委任しており、取締役会の付議事項を重要性の高い議題に絞りこむことにより審議の充実を図るとともに、取締役会の開催回数を減らしております。

その結果、業務執行の迅速な意思決定と機動的な経営展開により業務執行の効率性は向上しております。

(2)業務執行や監査・監督のプロセスにおける活動状況について

当社は、執行役員制度を導入しており、経営に専念する取締役と執行に専念する執行役員の役割と責任を明確化するとともに、取締役会で決定された重要事項等を業務執行取締役の指示のもと、執行役員が迅速に業務を執行することにより経営効率を高めております。

主な活動状況は次のとおりです。

ア. 取締役会

(ア)取締役会(議長は代表取締役会長)は11名の取締役から構成されており、うち社外取締役が5名となっております。総務部が事務局となっております。3名が担当しています。

(イ)2021年3月期の取締役会は、10回開催しており、法令や取締役会規則で定めた重要事項を審議するほか、社外取締役の指摘、提案や活発な発言等により監督機能の強化に努めております。

各取締役の出席状況は、辻本憲三、辻本春弘、江川陽一、野村謙吉、佐藤正夫、水越 豊、平尾一氏、岩崎吉彦および松尾 眞の各氏が10回のうち10回、村中 徹氏が10回のうち9回であります。

イ. 監査等委員会

(ア)監査等委員会(委員長は社外取締役)は3名の取締役(うち、2名は常勤監査等委員)から構成されており、うち社外取締役が2名となっております。

(イ)原則として取締役会の開催前に開催しており、2021年3月期は10回開催しています。監査等委員会規則で定めた重要事項等を審議し、監査・監督の強化に努めております。

2021年3月期において、各監査等委員である取締役は、開催した全ての同委員会に出席しております。

(ウ)監査等委員会から選定された監査等委員は、自ら往査を行うほか、監査の実効性を高めるため、監査等委員会直属の内部監査本部等に適宜指示を行うなど機動的な組織的監査を実施しています。

(エ)内部監査本部等は15名の従業員から構成されております。

(オ)内部監査本部等は、監査等委員会に対して監査状況や改善、指摘事項を報告するなど、監査が有効に機能するよう努めております。

ウ. コーポレート経営会議

(ア)コーポレート経営会議(議長は代表取締役会長)は6名の社内取締役から構成されております。経営企画部が事務局となっており、2名が担当しています。

(イ)原則として取締役会の数日前に開催するほか、必要に応じて適宜行っており、2021年3月期は15回開催しています。取締役会付議事項の事前審議や当該事項以外の案件等について、会議を行っております。

エ. 執行役員会

(ア)執行役員会は、15名の執行役員(うち、4名は取締役兼任)から構成されています。執行役員会では、各執行役員が業務執行状況を報告し、情報の共有化を図るとともに、案件事項や対処すべき課題等について意見交換を行っております。経営企画部が事務局となっており、3名が担当しています。

(イ)原則として毎月1回開催しており、2021年3月期は12回開催しております。

オ. コンプライアンス委員会

(ア)コンプライアンス委員会は、10名の取締役(うち、半数の5名は社外取締役、委員長は弁護士でもある社外取締役)から構成されております。内部監査本部が事務局となっており、3名が担当しています。

(イ)原則として四半期に1回開催しており2021年3月期は4回開催しております。主な活動内容としては、当社グループのコンプライアンスに関するリスク分析、評価、対応の検討を行い、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を取締役に報告するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。

カ. 内部監査本部等

当社は、実効性のある監査を行うため、内部監査本部等を設置しております。内部監査本部等は、15名の従業員から構成されており、株主総会終了後に監査方針、監査計画、監査方法、職務分担等を決定しております。主な活動としては、従業員の業務執行状況や内部統制システムの有効性、運用状況の検証、評価等を行い監査等委員会に報告するとともに、適宜選定監査等委員に同行して事業所や国内外子会社等の往査を行っております。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役(監査等委員を除く)3名全員および監査等委員である取締役3名全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(4)補償契約の内容の概要

当社は取締役全員(11名)との間でそれぞれ会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(6)監査等委員会監査および内部監査の状況

監査等委員会は、3名の取締役から構成されており、そのうち過半数の2名は社外取締役、委員長は社外取締役であります。監査等委員である取締役 岩崎吉彦氏は、税理士の資格を有しており、また、監査等委員である取締役 平尾一氏氏は、監査役および監査等委員である取締役として培った専門知識や経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は、原則として取締役会の前に開催しており2021年3月期は10回開催しております。各監査等委員である取締役は、開催した全ての監査等委員会に出席しております。

監査等委員会は、取締役の職務執行状況や内部統制システムの相当性等について、監査を行っております。

監査等委員会は、株主総会終了後に監査方針や監査計画の策定、監査等委員の担当、常勤の監査等委員の選定、選定監査等委員の選定、委員長の選定などを行っております。

選定監査等委員は、事業部門、事業所、国内外子会社の往査やコーポレート経営会議等の重要な会議に出席し、情報収集や監査等委員との情報共有を行っております。また、監査等委員会は組織的監査を行うため直轄組織である内部監査本部等に対して、内部統制システムの有効性や運用状況等の調査、報告を指示しています。

内部監査本部等は、15名の従業員から構成されており、株主総会終了後に監査方針、監査計画、監査方法、職務分担等を決定しています。主な活動としては、従業員の業務執行状況や内部統制システムの有効性、運用状況の検証、評価等を行い監査等委員会に報告するとともに、適宜選定監査等委員に同行して事業所や国内外子会社等の往査を行っております。

(7)2021年3月期において監査業務を執行した有限責任 あずさ監査法人の公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員業務執行社員:近藤康仁、山中智弘

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士14名、公認会計士試験合格者およびシステム監査担当者等8名

継続監査期間 9年間

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は2016年6月17日開催の第37期定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、取締役会の監査・監督機能の一層の強化に加え、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図っております。

現状の当社組織体制については、「カプコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン 第4章 組織体制」をご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集通知の発送日は開催日の約3週間前の早期発送を目的としております。2021年の同総会は2021年6月22日に開催し、また、招集通知は5月31日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は株主総会の活性化を図る一助として、従来からいわゆる「集中日」を避け、早期に株主総会を開催し、多くの株主が出席できるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末からアクセスしていただくことにより、インターネットからの議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のウェブサイトおよび株式会社東京証券取引所のウェブサイトにおいて招集通知(和文・英文)を掲載し、国内外の株主の議決権行使の促進を図っております。
その他	当社は、早期の情報提供を図るため、招集通知の発送に先立ち、招集通知(和文・英文)を当社のウェブサイトおよび株式会社東京証券取引所のウェブサイトに公表しております。2021年3月期の場合、5月19日に招集通知(和文・英文)を公表いたしました。また、株主との一層の対話の充実を目的として、2021年6月22日開催の定時株主総会において開催日当日に株主専用ウェブサイトを通じ、インターネットにて株主総会の様子を視聴しながらコメント送信が可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主や投資家に適時適切な情報開示および説明責任を十分果たすことは上場企業の責務であり、コーポレート・ガバナンスの観点からも不可欠と考えております。したがって、当社は、(1)責任あるIR体制の確立、(2)充実した情報開示の徹底、(3)適時開示体制の確立、を基本姿勢にIR活動を推進することにより、透明性の高い経営を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家を対象に生活拠点に左右されず参加いただけるよう、オンラインによる会社説明会を年1回実施することとしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役会長および代表取締役社長ならびに取締役専務執行役員(CFO)が経営戦略や業績概況を語る決算説明会を毎年開催し、安定したコーポレート・コミュニケーションに努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(URL) https://www.capcom.co.jp/ir/ 有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、統合報告書、ニュースサマリー、決算説明会動画、決算説明会資料、四半期カンファレンスコール資料、コーポレート・ガバナンス報告書、個人投資家説明会資料、シリーズソフト販売本数、ミリオンセールスタイル、会社情報、株式・債券情報およびプレスリリースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室を設置しており、2名の専従スタッフを置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは、株主、顧客、取引先、従業員および地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を構築し、共存共栄に努めております。</p> <p>経営理念に基づき、役員と従業員の行動規範として、「株式会社カプコンの行動規準」を制定しております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、経営理念のもと、これまでもコンテンツのデジタル販売推進に取り組み、ディスク製造に伴う環境負荷への削減に貢献することを目指してまいりました。今後も現在問題提起されている気候変動をはじめとする社会の共通課題の解決に積極的に取り組んでまいります。そうした観点からSDGsが掲げる持続可能な社会づくりの目標を踏まえ、以下のESGへの取り組みを推進し、ステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、持続的な成長を図ってまいります。</p> <p>(1)E(環境)</p> <p>当社グループは、事業が及ぼす気候変動への負の影響〔CO2・GHG(温室効果ガス)排出等〕を最小化するとともに、環境汚染、資源利用などに対し、照明のLED化や販売ソフトのデジタル化の推進による資源の削減を図っておりますが、引き続き取り組みを進めてまいります。</p> <p>(2)S(社会)</p> <p>人権の尊重と人種、宗教、性別、年齢、性的指向、障害、国籍などによる差別の禁止、弱者保護による不平等の排除を徹底し、従業員が働きやすい環境を作り、人材の確保および育成を推し進めるほか、貧困で困窮する子供たちの健全な育成を願い支援活動を行うなど、地域社会・顧客との健全な関係の構築に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>(3)G(ガバナンス)</p> <p>経営の透明性、健全性を高めるとともに、環境の変化に対応できる体制の構築に努め、任意の委員会の活用などコーポレート・ガバナンスの機能強化による企業価値向上を図っておりますが、今後もステークホルダーの皆様のご期待に応えられるよう取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、具体的な取り組み内容については、当社ウェブサイトの「カプコンのCSR(https://www.capcom.co.jp/ir/csr/)」をご確認ください。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社グループは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図るため、透明で公正な経営を目指し、適時適切かつ積極的な情報開示を行うことを「カプコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン」に定めております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の善管注意義務のひとつとして、グループ会社全体の業務を適正かつ効率的に行うため、会社法および会社法施行規則に基づく内部統制システム体制の整備を以下のとおり進めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制

取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るため、社外取締役の助言、提言や勧告等に加え、コンプライアンス委員会の定期的なチェックなどを通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって適切に保存および管理を行っております。

(3) リスク管理体制に関する規程その他の体制

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制が機能するよう努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離するとともに、迅速な意思決定により円滑かつ機動的な事業展開を推し進め、経営効率を高めております。

(5) 従業員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カブコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役等が出席する子会社取締役会をおおむね毎月1回開催し、「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について報告を義務付けております。また、「リスク管理規程」等によりグループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する体制および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査等委員会は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査等委員会の職務が円滑かつ適正に遂行できるよう、監査等委員会直轄組織の内部監査本部等を設置しており、15名の専従スタッフが監査等委員である取締役の指示による補助業務の任に当たっているほか、当該従業員の異動については、監査等委員会の同意を得るようにしております。

(8) 当社グループの役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会から職務執行に関して必要な情報を求められた当社グループの役職員は、迅速かつ適切に対応するとともに、所要の事項などについて適宜報告を行っております。

また、当社および当社グループは役職員が監査等委員会へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いは行いません。

(9) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役の職務執行に伴う費用について、一定額の予算を設けるとともに、当該費用の前払い等を請求したときは、その金額を負担することにしております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2021年3月期の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

上記各体制に加え、重要な会議として取締役会(10回開催)のほか、コーポレート経営会議(15回開催)および執行役員会(12回開催)を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議および報告を行っております。また監査等委員会(10回開催)は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査等を行っております。

社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を取締役に報告するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。

役職員に対するコンプライアンスの理解を深めるため、eラーニングやコンプライアンス定期チェックシートを用いた実効性を確認することにより、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保など、法令遵守の周知徹底を図っております。

当社グループ会社については、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、当社の兼任役員や派遣従業員等から情報を収集するなど、子会社の業務状況について継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。

監査等委員会は、内部監査本部等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックをしております。

2021年3月期としての新型コロナウイルス感染症対策は、従業員および家族の健康を重視し、通勤体系の見直し、作業環境における感染防止策等を実施するとともに、それらに関連した規程類の整備を行いました。

また、アミューズメント施設においては顧客への十分な感染防止策を実施するとともに、政府および地方自治体のガイドライン等に則って、健全な運営に努めております。

2020年11月に当社への不正アクセス攻撃が確認され、個人情報および企業情報の流出が判明いたしました。再発防止に向けたシステムの調査および運営・監視の強化に努めるとともに、外部の専門家から成るアドバイザー組織「セキュリティ監督委員会」を設置し、指導・助言を得てセキュリティ体制の見直しなど再発防止に向けた種々のセキュリティ強化策を講じております。

今後も外部専門家の意見を取り入れながら、継続的に運営・監視機能および情報セキュリティのさらなる強化に取り組んでまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

(2)当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、急速な技術革新や事業領域の多様化等により市場環境が変化するとともに、競争環境は一段と厳しくなっております。

業界の構造的な変化が進む状況下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、戦略目標を推進、実現することにより企業価値の向上に努めてまいります。

(3)不適切な大規模買付行為を防止するための取組み

当社は、不適切な大規模買付行為を防止するための具体的な対応策(買収防衛策)を導入しておりません。このため、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合は、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を法令の許容する範囲内において求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示するほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、適切な処置を講じることに加え、より一層企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)当社は、上場会社としての社会的責任を十分に認識しており、経営の適法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、情報管理体制の構築に努めております。

(2)このため、法令や証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示の充実に注力するとともに、コーポレート・ガバナンスが機能するよう、内部統制システムの整備により株主等の視点に立ったタイムリーなディスクロージャーを目指しております。

(3)適時開示を必要とする重要事実、会社情報が発生したときは、所管部門の責任者(取締役、執行役員、部長等)が、当該事項を取締役に付議、報告します。併せて、インサイダー取引規制の情報管理責任者である取締役に報告します。

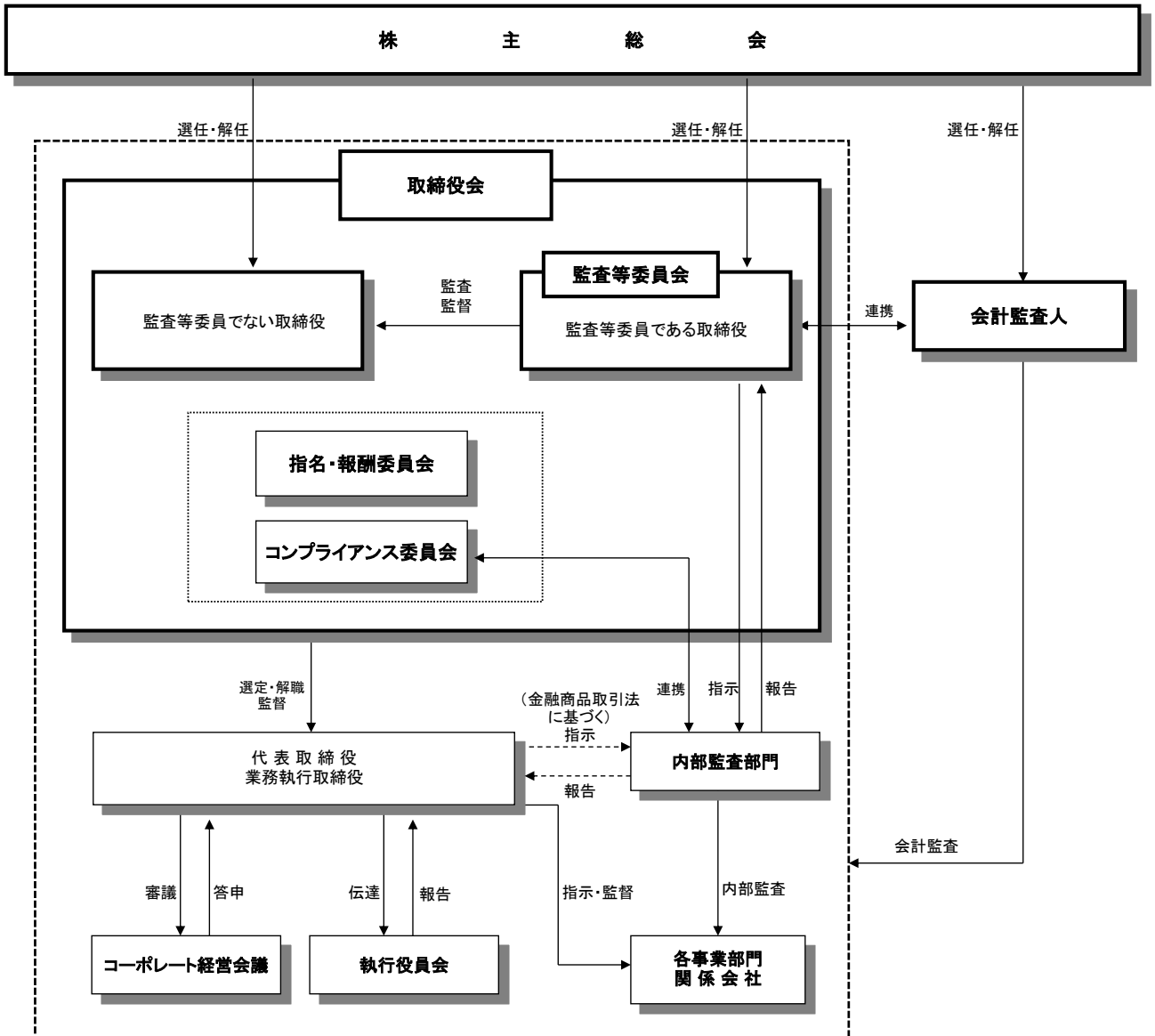
(4)情報管理責任者は、当該重要事実、会社情報がインサイダー取引規制の対象またはその可能性があると判断した場合は、取締役会で決定または報告後、当該事項を公表するまで、当社株式等の売買の管理を行う総務部に当社株式等の売買規制を指示します。

(5)総務部は当該期間中に規制の対象者が「当社株式等の売買予定届出書」を提出してきた場合は、当分の間自粛するよう要請します。

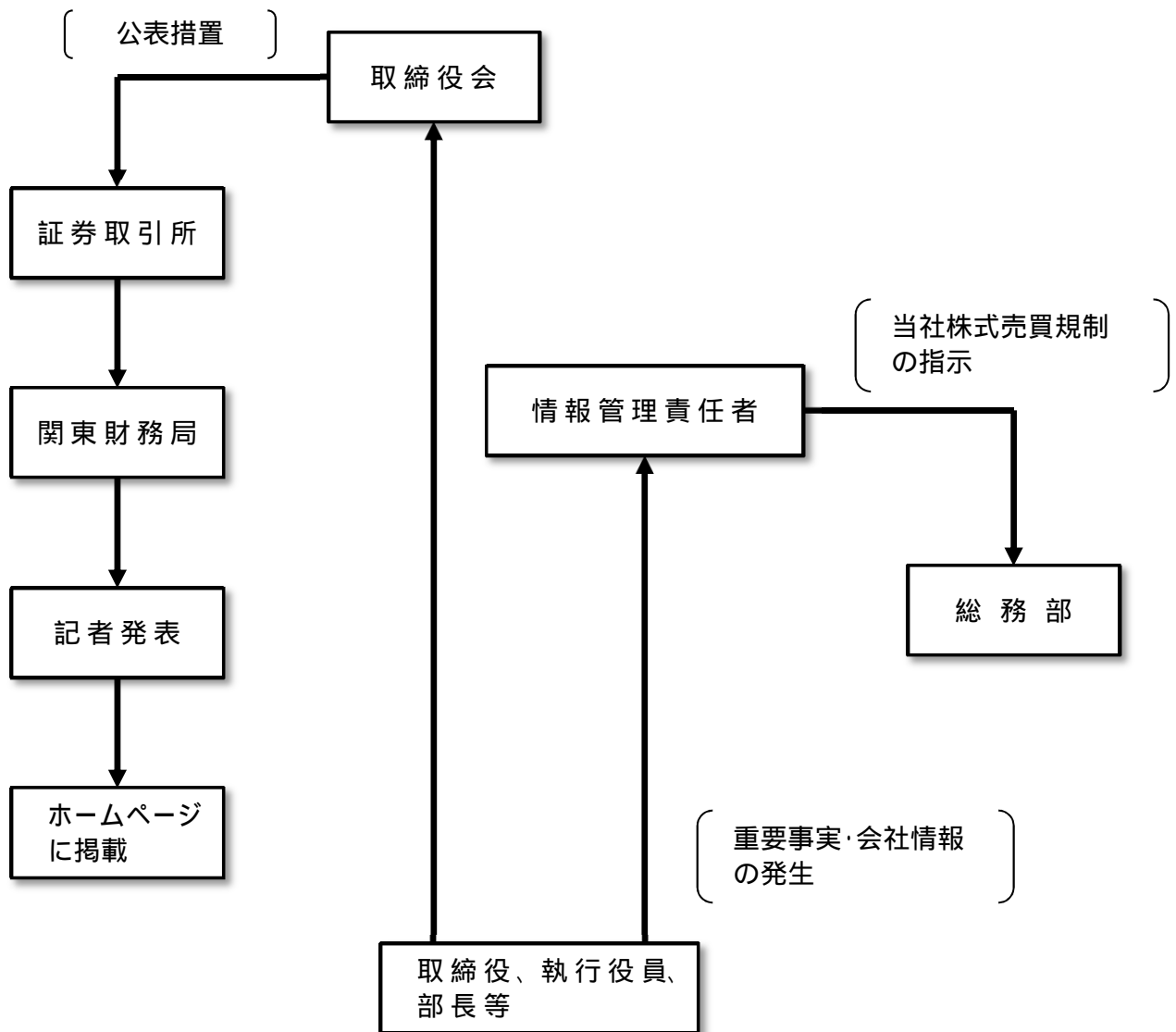
(6)取締役会にて重要事実、会社情報が決定された場合または報告されたときは、直ちに証券取引所や関東財務局への通知および記者発表等による公表を行います。

(7)公表したニュースリリースは当社のホームページに掲載するなど、積極的なディスクロージャーを行っております。

[コーポレート・ガバナンス体制図]



【模式図】会社情報の適時開示に係る社内体制



カプコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン

2021年12月16日 制定

第1章 総則

カプコングループ（以下、当社グループという）は、

- ① 世界最高品質のゲームを生み出す開発力・技術力、
 - ② 世界に通用する多数の人気IPを保有していること
- を強みとしている。

今後も、中長期にわたる安定成長を実現し、企業価値向上を図るためにコーポレート・ガバナンスに関する基本方針として本「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を策定し、コーポレート・ガバナンス体制の持続的な充実に取り組む。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「経営理念」に基づき、「ステークホルダーとの適切な関係」構築に努め、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組む。

<経営理念>

ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、人々に感動を与える「感性開発企業」

<経営理念を実現するための取組>

- ① 経営人材力の強化と後継者育成
- ② 性別・国籍・年齢等における多様性を図り、組織体制の整備と機能の向上
- ③ 取締役会による有効なリスクコントロール体制の構築
- ④ 適時・適切な情報開示と対話による経営の透明化

2. ガイドラインの改正・廃止

本ガイドラインは取締役会の決議をもって改廃する。

第2章 ステークホルダーとの適切な協働

1. ステークホルダーとの関係

当社グループは、株主、顧客、取引先、従業員および地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を構築し、共存共栄に努める。

経営理念に基づき、役員と従業員の行動規範として、「株式会社カプコンの行動規準」を制定し、その実践状況について定期的に検証する。

2. 株主との関係

(1) 株主総会

当社は、最高意思決定機関である株主総会において、議案に関する株主の十分な検討期間を確保し、株主が適切に権利行使できる環境の整備を図る。

- ・ 定時株主総会は、いわゆる「集中日」を避け、早期に開催する。
- ・ 定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の約3週間前に発送する。
- ・ 招集通知は、発送に先立ち、和文・英文ともに東京証券取引所および当社ウェブサイトに公表する。
- ・ インターネットによる議決権行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用により、国内外の株主の議決権行使の利便性を確保する。
- ・ 株主の適切な判断の一助に資するため、招集通知は図表等の活用を含め平易な説明を行うよう努める。また、当社ウェブサイトにも最新情報や過去資料を参照できるよう掲載する。
- ・ 車椅子の方や身体障がい者などの株主が出席する場合において、介護者等の同伴を求められた場合は、原則として出席を認めることとする。
- ・ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会日の前日までに申し出があった場合において信託銀行等との協議や提出資料などにより実質株主であることが確認できた場合は、傍聴者として入場を認めることとする。
- ・ 株主総会において、株主との建設的な対話に資するため目的事項に関する質問および意見をまとめて発言できるよう「一括審議方式」を採用する。
- ・ 取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、反対率が10%以上の場合は、原因を直ちに分析するとともに、株主との対話等の所要の検討を行う。

(2) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利行使を阻害することがないよう配慮し、少数株主や外国人株主を含むすべての株主の権利や平等性の実質的な確保に努める。

当社は、株式の内容や株式数に応じて分け隔てなく、株主が多様な権利を円滑かつ平等に行使できるよう、適切に対応する。

(3) 買収防衛策

- ① いわゆる買収防衛策は、現在導入していない。
- ② 敵対的な大規模買付行為がなされた場合、当社取締役会は以下の対応を行う。
 - ・ 株主が大規模買付行為の是非を適切に判断できるよう、必要な情報収集および時間の確保に努める。
 - ・ 大規模買付者に対し、当社グループの企業価値の向上施策の説明を求める。
 - ・ 当社グループとしての企業価値向上施策を株主に対して表明し、大規模買付行為に関する当社グループの賛否や意見、理由等を開示するなど、必要な措置を講じる。

③ 当社株式が公開買付けに付された場合、当社取締役会は以下の対応を行う。

- ・ 意見表明報告書の提出等により、公開買付者に対し、当社グループの企業価値の向上施策の説明を求める。
- ・ 当社グループとしての企業価値向上施策を株主に対して表明し、株主が株式を継続保有するか公開買付けに応じるか迅速かつ的確に判断できるよう、公開買付けに関する当社グループの賛否や意見、理由等を開示するなど、必要な措置を講じる。

(4) 関連当事者間の取引

当社グループは、関連当事者間との取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備する。

- ・ 取締役やその近親者が実質的に支配する主要株主等との利益相反取引などについて、事前に取り締り会の決議を得る。また、事後にその取引に関する報告を行う。
- ・ 監査等委員や会計監査人は、適正性や妥当性などについて厳格な監査を行う。
- ・ 関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って開示する。

3. 顧客との関係

経営理念に基づき、ゲームというエンターテインメントを通じ、笑顔や感動を提供し、顧客の満足度向上に努める。

- ・ 全ての顧客およびユーザーに平等で安全に楽しんでもらえるよう、ゲームの開発や環境の拡充に努める。
- ・ エンターテインメントの健全な発展に向けて、当社グループ全体で取り組む。

4. 取引先との関係

経営理念に基づき、法令遵守はもとより、相互の信頼と公正・適正な取引関係を築く。
取引先との協働により、高品質なモノづくりに取り組む。

5. 従業員との関係

経営理念に基づき、人間性尊重の立場から各人の個性を大切にし、公平で明るく、働きやすい会社づくりを目指す。

- ・ 「企業は人なり」の考え方にに基づき、従業員が働きやすい環境を作り、生産性の向上を図り、人材の確保および育成を推し進める。
- ・ 事業環境の変化に則して多様な人材を見出し、性別、国籍、年齢等に関係なく採用や評価等を行う。
- ・ 当社グループの役員および従業員の行動規範である「株式会社カプコンの行動規準」に基づき、具体的な行動指針を周知するとともに、法令遵守等の徹底を図る。

- ・ 違法・不正行為の未然防止や是正のため、従業員等からの内部通報を受け付ける窓口として「企業倫理ホットライン」や相談窓口を設置する。
- ・ 「企業倫理ホットライン」は、社内に加えて、経営陣から独立した社外取締役を窓口として設定する。
- ・ 「企業倫理ホットライン取扱規程」において、内部通報したことを理由として、従業員等に対して不利益な扱いを行わないことを規定するなど、内部通報に係る体制を整備し、適切に運用する。

6. 社会との関係

経営理念に基づき、「良き企業市民」を目指し、社会の共通課題の解決に積極的に取り組む。

- ・ 事業が及ぼす気候変動への負の影響 [CO₂・GHG（温室効果ガス）排出等] を最小化するとともに、環境汚染、資源利用などに関して削減に向けた取組みを進める。
- ・ 人権の尊重と人種、宗教、性別、年齢、性的指向、障害、国籍などによる差別の禁止、弱者保護による不平等の排除を徹底する。
- ・ 貧困で困窮する子供たちの健全な育成を願い支援活動を行う。
- ・ 子供たちを対象とした「企業訪問」の受け入れや「出前授業」を実施するなど、健全なゲーム文化の普及のための取組みを推進する。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図るため、透明で公正な経営を目指し、適時適切かつ積極的な情報開示を行う。

- ・ 会社法および金融商品取引法その他の法令ならびに東京証券取引所が定める規則を遵守する。
- ・ 当社ウェブサイトでの情報開示などにより、情報公開の即時性と公平性を目指す。
- ・ 具体的かつ平易な記載を行うとともに、非財務情報を含めた付加価値の高い内容となるよう努める。
- ・ 迅速、公正かつ的確に情報開示を行うとともに、必要な情報を英文でも提供できるよう取り組む。
- ・ 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行う。

第4章 組織体制

1. 機関設計

- ・ 当社は、ガバナンス機能のさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社を採用する。
- ・ また、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの機能を一層強化する。
- ・ 経営の監督と執行を明確にするため、執行役員制度を導入し、権限委任による執行責任の明確化と意思決定の効率化を図る。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、以下の役割・責務を適切に果たす。

- ・ 取締役会は、法令、定款および取締役会規則で定める事項を決定する。
- ・ 経営理念に基づいた成長戦略を議論し、経営の基本方針や経営戦略を策定する。
- ・ 取締役会は、将来予測、客観性、透明性や公正性などを勘案のうえ、十分な審議過程を経て、合理的な意思決定を行う。
- ・ 業務執行取締役および執行役員は、予め定められた業務執行事項を行い、取締役会は業務執行の監督を適切に行う。
- ・ 取締役会は、適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、当社グループの全社的リスク管理体制を含む内部統制システムに係る体制を整備し、運用する。
- ・ 取締役会は、内部監査部門である内部監査本部等を活用しつつ内部統制システムの運用状況を監督する。
- ・ 取締役会は、迅速かつ機動的、効率的な経営展開を図るため、人事異動や組織改革などの一部の重要な業務執行事項の決定を代表取締役に委任する。
- ・ 取締役会は、取締役の選解任、取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定ならびに重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保する。

(2) 取締役会議長

- ・ 取締役会は、定款の規定に基づき取締役会議長を決定する。
- ・ 取締役会議長は、取締役会において自由闊達で建設的な議論や意見交換が行われ、審議が活性化するように努める。

(3) 取締役会の構成

- ・ 取締役会の多様性を確保し、経営戦略に照らし知識・経験・能力等のバランスを勘案した構成とするよう努め、その内容を一覧化し、開示する。

- ・ 外部の視点から経営の透明性を高めるため、複数の独立社外取締役の活用により取締役会の監督機能の強化に取り組む。
- ・ 取締役会における独立社外取締役の割合を3分の1以上とし、取締役会の活性化や企業価値の向上に努める。
- ・ 取締役会の下に、取締役の指名および報酬に関する諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。また、法令遵守状況等を監視することを目的とした諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

3. 監査等委員会

(1) 監査等委員会の役割・責務

監査等委員会は、株主からの受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営に対する監視機能を発揮するため、以下の役割・責務を適切に果たす。

- ・ 監査等委員会は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行う。
- ・ 監査等委員会は、取締役の職務執行状況や内部統制システムの相当性等について監査を行う。
- ・ 監査等委員会は、監査方針や監査計画の策定、監査等委員の担当、常勤の監査等委員の選定、選定監査等委員の選定、委員長を選定などを行う。
- ・ 監査等委員会は、組織的監査を行うため直轄組織である内部監査本部等に対して、内部統制システムの有効性や運用状況の調査、報告を指示する。
- ・ 監査等委員会は、監査等委員および会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限を適切に行使する。

(2) 監査等委員会議長

- ・ 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から委員長を定め、委員長が議長となる。
- ・ 監査等委員会の委員長は社外取締役とする。

(3) 内部監査部門との関係

- ・ 監査等委員会を補助する内部監査部門として、業務執行部門から独立した内部監査本部等を設置し、当該部門からの監査報告を受け、取締役会に対して適宜報告を行う。
- ・ 内部監査本部等は、従業員の業務執行状況や内部統制システムの有効性、運用状況の検証、評価を行い監査等委員会に報告するとともに、適宜選定監査等委員に同行して事業所や国内外子会社等の往査を行う。

(4) 会計監査人との関係

- ・ 監査等委員会と会計監査人は必要に応じて随時協議を行い、監査に対する意見、情報の交換を行うなど、連携と協調を図ることにより双方の監査を充実・向上させる。
- ・ 監査等委員会は、内部監査本部等や関係者と連携のうえ、会計監査人の選定に係る評価基準を策定し、複数の会計監査人に提案を求め、当該評価基準に則り評価する。

- ・ 監査等委員会および監査等委員は、会計監査人の監査の方法および監査結果の相当性などを勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて適否の判断を行う。
- ・ 監査等委員会および監査等委員は、会計監査人に対して、公認会計士法に基づく利害関係などの独立性および専門性に関し適宜ヒアリングし、評価する。

4. 取締役・監査等委員

(1) 取締役

取締役は、株主からの受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上に向けて、取締役としての職務を執行する。

- ・ 取締役は、当社グループおよび株主共同の利益のために行動する。
- ・ 取締役は、それぞれの知識・経験・能力等に基づき、意見を述べる。
- ・ 取締役は、その職務を執行するために十分な情報を収集する。
- ・ 取締役は、適切な意思決定を行うため、必要に応じて関連部門に対し情報や資料の提供を求める。
- ・ 取締役は、役割、責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、研鑽に努める。

(2) 監査等委員

- ・ 監査等委員には、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を含めるよう努める。
- ・ 監査等委員はそれぞれの卓越した識見、専門知識や豊富な経験などをもとに、多様な観点から監査・監督を行う。
- ・ 監査等委員は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行う。
- ・ 監査等委員は、客観的で公正な意見陳述などにより取締役の職務執行の適法性、妥当性を監査する。
- ・ 選定監査等委員は、事業部門、事業所、国内外子会社の往査やコーポレート経営会議等の重要な会議に出席し、情報共有を行う。

(3) 独立社外取締役

- ・ 会社法上の要件に加え独自の「社外取締役の独立性に関する基準」を策定し、当該基準をもとに独立社外取締役を選任する。
- ・ 独立社外取締役は、企業価値の向上に向けて取締役会または監査等委員会において適宜意見や助言を述べる。
- ・ 独立社外取締役を含む非業務執行取締役は、取締役の業務執行を監督する。
- ・ 独立社外取締役は、独立した立場から利益相反取引などを監督する。
- ・ 独立社外取締役は、ステークホルダーの意見が取締役会に反映されるよう努める。
- ・ 独立社外取締役は、任意の委員会での活動を通じて情報交換や認識共有を図る。
- ・ 独立社外取締役を含む非業務執行取締役の情報交換や認識共有の機会を設けるほか、適宜経営トップとのミーティングを行うなど、監査・監督が有効に機能する体制を整備する。

- ・ 独立社外取締役は独立した立場から職務の執行を適切に行うため、必要に応じて業務執行取締役や執行役員、従業員などの業務執行者と情報収集や意見交換を行う。

<社外取締役の独立性に関する基準>

当社は、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断する。

- ① 当社グループの業務執行者または過去 10 年間に於いて業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の 1%以上に該当する企業等）とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の 1%以上に該当する企業等）がある者または業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の 10%以上を保有する株主）またはその業務執行者ならびに当社グループが大株主である者
- ⑤ 当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥ 当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に 1,000 万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高または取引額の 1%以上および 1,000 万円以上）
- ⑧ 上記の②から⑦までについては、過去 10 年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨ 上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者または二親等以内の親族

5. 会計監査人

会計監査人は、開示情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負う。会計監査人は、独立性と専門性を確保し、会計監査を適正に行う。

- ・ 取締役会および監査等委員会は、高品質な監査を可能とするため、迅速な情報提供等により会計監査人が十分な監査時間を確保できるよう努める。
- ・ 取締役会および監査等委員会は、適宜会計監査人と CEO、COO および CFO との面談等により情報収集や意見交換を行う機会の確保に努める。
- ・ 会計監査人は、監査等委員会および内部監査本部等との連携や協調を図り適正な監査を行うことができる体制を確保し、監査を充実・向上させる。
- ・ 取締役会および監査等委員会は、監査等委員または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

6. 任意の委員会

(1) 指名・報酬委員会

- ・ 取締役会は監督機能の強化を図るため、諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置する。
- ・ 委員長は独立社外取締役とする。また、委員の過半数は独立社外取締役とする。
- ・ 指名・報酬委員会には CEO および COO は属さない。

<指名に関する方針>

- ・取締役会および指名・報酬委員会は、取締役候補者の指名に当たっては、透明性と客観性を確保する。
- ・取締役会および指名・報酬委員会は、取締役の指名に当たっては、経営戦略に照らし、取締役会の多様性を確保すべく、幅広い分野での豊富な経験や専門知識、識見等のバランスを勘案し、取締役会全体の最適化に努める。
- ・取締役会は、取締役および経営陣幹部の選定または解任について、プロセスや人選などの一層の厳格化や透明性や公正性の確保を図るため、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定する。
- ・取締役会は、職務経験や識見、専門知識、会社業績への貢献度などを総合的に勘案し、経営陣幹部の選定または解任について、指名・報酬委員会へ諮問する。
- ・取締役会は、監査等委員の選定に当たっては、監査等委員会の同意を得る。
- ・個々の取締役の略歴、選任理由および重要な兼職の状況等については、株主総会招集通知および有価証券報告書等に記載し、開示する。
- ・取締役会は、CEOの選定または解職に当たっては、資質や業務遂行能力、実績、経営手腕などを総合的に勘案し、指名・報酬委員会について諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定する。
- ・取締役会は、指名・報酬委員会に対し、後継者の適性について諮問する。

<報酬に関する方針>

- ・取締役会および指名・報酬委員会は、株主総会で総額が決議された取締役の報酬等について、公正性と透明性を確保する。
- ・指名・報酬委員会は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、取締役会からの諮問を受け、審議し答申する。取締役会は、この答申を踏まえ同決定方針を決定する。
- ・上記に基づく取締役の報酬等の決定方針は、以下のとおりとする。
 - ① 取締役（監査等委員を除く）の報酬等
 - ア. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬
 - ・月額報酬として定額の固定報酬とする。
 - ・各人の役位、職責、在任期間、業務執行取締役および非業務執行取締役等を勘案するとともに、個人の実績を評価したうえ、相当とされる金額とする。
 - イ. 取締役（社外取締役および監査等委員を除く）の業績連動報酬等
 - ・短期業績連動報酬として単年度の賞与を基本とする。
 - ・当社グループの経営目標である「利益の安定成長」をもとに、「親会社株主に帰属する当期純利益の単年度黒字」、「連結営業利益の前年比増益」、「連結営業利益の複数年の連続増益」、「管掌業務評価」の項目を評価し算定する。
 - ・取締役（社外取締役および監査等委員を除く）の報酬等の割合は、基本報酬である月額報酬に加え、単年度の賞与として年間の基本報酬の50%を最大値とする範囲内で上記項目をもとに設定することとする。

② 監査等委員の報酬等

- ・ 監査等委員の個人別の報酬等については、独立性確保の観点から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤等を勘案のうえ、各監査等委員の協議により決定する。
- ・ 取締役会は、指名・報酬委員会の答申に基づき、株主総会の決議により決定した取締役（監査等委員を除く）全員の報酬等の総額および監査等委員全員の報酬等の総額の範囲内で、各取締役の個人別の報酬等の額を決定する。

(2) コンプライアンス委員会

取締役会は、法令遵守状況等を監視することを目的に、諮問機関として任意のコンプライアンス委員会を設置する。

- ・ コンプライアンス委員会は、法令遵守等に係る問題が発生する蓋然性等を調査、把握する。
- ・ コンプライアンス委員会は、必要に応じて法令遵守の状況等を取締役に報告する。
- ・ コンプライアンス委員会は、関係者に対して注意喚起や勧告、助言を行う。

7. 支援体制

- ① 取締役会の審議の活性化を図るため、取締役会事務局を設置し以下のとおり運営する。
 - ・ 取締役会の年間開催スケジュールを策定し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・ 配付資料については、議案の概要が把握しやすい資料を作成し、事前に配付する。
 - ・ 人事異動や組織改革など一部の重要な業務執行事項を代表取締役に委任し、付議事項の適正性を確認することにより、取締役会の審議の充実に努める。
- ② 取締役会において十分な議論ができるよう、経営管掌取締役が、取締役会開催日の約1週間前に、社外取締役に対して議案や補足事項について事前に説明を行う。
- ③ 取締役会には担当執行役員が適宜出席し、管掌取締役による議案の説明と質問への回答を補佐し、社外取締役が適時適切に議案について判断できる体制を整える。
- ④ 当社グループの役職員は、取締役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、要請に応えるべく迅速かつ適切に対応する。
- ⑤ 監査等委員会の職務が円滑かつ適正に遂行できるよう、同委員会を補助する内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査本部等を直轄組織として設置し、同部門が監査等委員会事務局を担う。
 - ・ 内部監査本部等は、業務執行者からの独立性確保に努め、監査等委員の指揮命令下で職務を執行するとともに、適宜情報共有や意見交換を行う。
- ⑥ 社外取締役を含む非業務執行取締役が職務の執行が円滑にできるよう、秘書室および内部監査本部等が補助業務を行う。
- ⑦ 取締役が円滑かつ適切な職務の執行を行うため、コンサルタントなど外部の専門家を必要とする場合は、当該費用を負担する。

8. 取締役の研鑽および研修

当社グループは、取締役に必要な知識の習得機会と情報の提供を適宜実施する。

- ・ 取締役が新たに就任する際は、当社グループの事業・財務・組織に関する説明や事業所の視察に加え、業界動向等の情報提供などを実施する。
- ・ 取締役の知識の習得や情報交換などに係る費用等の支援を行う。
- ・ 監査等委員は、適切な監査業務を円環として監査役協会を通じて研鑽の機会を設ける。
- ・ 取締役会は、毎年各事業の事業戦略等について、説明の機会を設けるとともに、社外取締役に對し、当社の事業課題等について、継続的に必要な情報提供を行う。

第5章 株主との対話

1. 株主および投資家との建設的な対話

株主を含む投資家との対話を通じ、持続的な企業価値の向上に資するよう努める。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する基本方針を策定する。

<株主との建設的な対話に関する基本方針>

- ・ 株主との良好な信頼関係の構築に向けて、IR および SR の両面から積極的な対話を行い、理解促進や認識共有などを図る。
- ・ 株主との対話は、経営管掌取締役が統括を行い、総務部および広報 IR 室が担う。また、適宜、代表取締役会長（CEO）、代表取締役社長（COO）および社外取締役を含むその他の取締役ならびに執行役員等が面談に臨む。
- ・ 株主および投資家との対話の充実化に向けて、総務部と広報 IR 室は相互に連携するほか、関連部門とも組織横断的な情報共有を行う。
- ・ 決算説明会やスモールグループ・ミーティングを実施するほか、個人投資家に向けた定期的な説明会を開催し、中長期の経営ビジョンや事業戦略、業績概況を説明する。
- ・ 対話を通じて得られた要望や意見、質問等が経営に反映されるよう、適宜、代表取締役会長（CEO）、代表取締役社長（COO）および関係者に報告するとともに必要に応じ取締役会等で報告する。
- ・ 対話の促進にあたり、フェアディスクロージャーを徹底し、インサイダー情報の管理について適切に対応する。
- ・ 原則として年2回、株主名簿上の名義株主を把握する。また、実質株主判明調査を実施し、実質的に当社株式を所有する株主の把握に努める。

2. 経営目標の策定・公表

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握したうえで、具体的な目標およびその目標達成に向けた事業戦略の骨子を提示する。

第6章 その他

1. 資本政策の基本的な方針

- ・株主価値向上を図るため、「営業利益」（成長指標）、「営業利益率」（効率性指標）および「キャッシュ・フロー」を重視した経営を行う。
- ・持続的成長を実現するため、必要に応じて設備投資や企業買収等に係る一定の資金調達を行う。
- ・経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能とするとともに、資本効率の向上を図る。
- ・大規模な株式の希釈化をもたらす資本調達を実施する際には、成長戦略や財務構造などを総合的に勘案のうえ、取締役会において十分に審議し決議するとともに、適時適切に開示し説明を行う。
- ・社外取締役は、経営陣と一般株主との利益相反が生じる恐れがある場合は、独立性、中立性の観点から所要の意見や助言などを行う。

<還元方針>

連結配当性向 30%を基本方針とし、かつ安定配当に努める。

2. 政策保有株式に関する方針

- ・持続的な企業価値向上を目的とする場合に限り株式を保有する。
- ・政策保有株式については、保有目的および合理性について中長期的な観点から総合的に勘案のうえ、取締役会において資本コストに見合うリターンやリスクを定期的に精査、検証する。
- ・検証の結果、継続して保有する基準として、簿価が50%以上下落した場合や保有先の企業価値が著しく毀損するなど持続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合には、当該保有先との対話を経て、事業や市場への影響に配慮しつつ、適切な時期に削減や売却を行う。
- ・議決権行使については、①業績の推移、②資本政策、③コーポレート・ガバナンスの整備状況、④重大な不祥事、⑤役員の適性、⑥株主価値向上の有無の事項等を対象に、社内手続きを経て議案ごとに行う。
- ・政策保有株主から当社株式売却の申し出があった場合は、取引縮減の示唆や不承不承な対応等により売却を妨げるようなことは行わない。

3. 企業年金

- ・企業年金積立金の運用については、専門知識や豊富な経験を有する運用機関に委託する。
- ・議決権行使等は、企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないよう、運用機関に一任する。

以上

(参考) コーポレートガバナンス・コード対応表

コーポレートガバナンス・コード	カプコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン	頁
第1章 株主の権利・平等性の確保		
基本原則1	第2章 2.(2)株主の権利・平等性の確保	… 2
原則1-1 株主の権利の確保		
補充原則1-1-①	第2章 2.(1)株主総会	… 2
補充原則1-1-②	第4章 1.機関設計	… 5
補充原則1-1-③	第2章 2.(2)株主の権利・平等性の確保	… 2
原則1-2 株主総会における権利行使		
補充原則1-2-①		
補充原則1-2-②		
補充原則1-2-③	第2章 2.(1)株主総会	… 2
補充原則1-2-④		
補充原則1-2-⑤		
原則1-3 資本政策の基本的な方針	第6章 1.資本政策の基本的な方針	… 12
原則1-4 政策保有株式		
補充原則1-4-①	第6章 2.政策保有株式に関する方針	… 12
補充原則1-4-②		
原則1-5 いわゆる買収防衛策		
補充原則1-5-①	第2章 2.(3)買収防衛策	… 2
原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策	第6章 1.資本政策の基本的な方針	… 12
原則1-7 関連当事者間の取引	第2章 2.(4)関連当事者間の取引	… 3
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働		
基本原則2	第1章 1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 … 1 第2章 1.ステークホルダーとの関係 … 1 3.顧客との関係 … 3 4.取引先との関係 … 3 5.従業員との関係 … 3 6.社会との関係 … 4	
原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定	第1章 1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 … 1	
原則2-2 会社の行動準則の策定・実践	第2章 1.ステークホルダーとの関係 … 1 5.従業員との関係 … 3	
補充原則2-2-①	第2章 1.ステークホルダーとの関係 … 1	
原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題	第2章 6.社会との関係 … 4	
補充原則2-3-①		
原則2-4 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保	第2章 5.従業員との関係 … 3 第4章 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針> … 9	
補充原則2-4-①	(コーポレート・ガバナンス報告書) … —	
原則2-5 内部通報	第2章 5.従業員との関係 … 3	
補充原則2-5-①		
原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮	第6章 3.企業年金 … 12	

コーポレートガバナンス・コード	カブコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン	頁
第3章 適切な情報開示と透明性の確保		
基本原則 3	第3章 適切な情報開示と透明性の確保	… 4
原則 3-1 情報開示の充実	(i) 第1章 1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	… 1
	(ii) 第4章 6.(1)指名・報酬委員会<報酬に関する方針>	… 9
	(iii) 第4章 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針>	… 9
	(iv) 第4章 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針>	… 9
	(v) (定時株主総会招集通知等)	—
補充原則 3-1-①	第3章 適切な情報開示と透明性の確保	… 4
補充原則 3-1-②	(当社ウェブサイト)	—
補充原則 3-1-③	(コーポレート・ガバナンス報告書)	—
原則 3-2 外部会計監査人	第4章 5.会計監査人	… 8
補充原則 3-2-①	第4章 3.(4)会計監査人との関係	… 6
補充原則 3-2-②	第4章 5.会計監査人	… 8
第4章 取締役会等の責務		
基本原則 4		
原則 4-1 取締役会の役割・責務(1)	第4章 2.(1)取締役会の役割・責務	… 5
補充原則 4-1-①		
補充原則 4-1-②	第5章 1.株主および投資家との建設的な対話	… 11
補充原則 4-1-③	第4章 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針>	… 9
原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)	第4章 2.(1)取締役会の役割・責務	… 5
補充原則 4-2-①	第4章 6.(1)指名・報酬委員会<報酬に関する方針>	… 9
補充原則 4-2-②	第1章 1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	… 1
	(決算説明会資料、定時株主総会招集通知、統合報告書等)	—
原則 4-3 取締役会の役割・責務(3)	第2章 2.(4)関連当事者間の取引	… 3
	第3章 適切な情報開示と透明性の確保	… 4
	第4章 2.(1)取締役会の役割・責務	… 5
補充原則 4-3-①	第4章 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針>	… 9
補充原則 4-3-②		
補充原則 4-3-③		
補充原則 4-3-④	第4章 2.(1)取締役会の役割・責務	… 5
原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務	第4章 3.(1)監査等委員会の役割・責務	… 6
補充原則 4-4-①	4.(2)監査等委員	… 7
原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任	第4章 4.(1)取締役	… 7
	(2)監査等委員	… 7
原則 4-6 経営の監督と執行	第4章 2.(3)取締役会の構成	… 5
原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務	第4章 3.(2)監査等委員会議長	… 6
	4.(3)独立社外取締役	… 7

コーポレートガバナンス・コード		カブコン コーポレート・ガバナンス ガイドライン	頁
原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用		第 4 章 2.(3)取締役会の構成	… 5
	補充原則 4-8-①	第 4 章 4.(3)独立社外取締役	… 7
		第 4 章 6.(1)指名・報酬委員会 (2)コンプライアンス委員会	… 8 … 10
		第 4 章 2.(3)取締役会の構成 4.(3)独立社外取締役	… 5 … 7
	補充原則 4-8-③	(コーポレート・ガバナンス報告書)	—
原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	第 4 章 4.(3)独立社外取締役	… 7	
原則 4-10 任意の仕組みの活用		第 4 章 1.機関設計	… 5
	補充原則 4-10-①	第 4 章 2.(3)取締役会の構成 6.(1)指名・報酬委員会	… 5 … 8
原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件			第 4 章 2.(3)取締役会の構成 4.(2)監査等委員 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針>
	補充原則 4-11-①	第 4 章 2.(3)取締役会の構成 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針> (定時株主総会招集通知、統合報告書)	… 5 … 9 —
	補充原則 4-11-②	第 4 章 6.(1)指名・報酬委員会<指名に関する方針> (コーポレート・ガバナンス報告書、定時株主総会招集通知 等)	… 9 —
	補充原則 4-11-③	(コーポレート・ガバナンス報告書)	—
	原則 4-12 取締役会における審議の活性化	第 4 章 2.(2)取締役会議長	… 5
	補充原則 4-12-①	第 4 章 7.支援体制	… 10
原則 4-13 情報入手と支援体制		第 4 章 7.支援体制	… 10
	補充原則 4-13-①	第 4 章 4.(1)取締役 (2)監査等委員 (3)独立社外取締役	… 7 … 7 … 7
		第 4 章 7.支援体制	… 10
		補充原則 4-13-③	第 4 章 3.(1)監査等委員会の役割・責務 (3)内部監査部門との関係 7.支援体制
	原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング	第 4 章 4.(1)取締役	… 7
	補充原則 4-14-①	第 4 章 8.取締役の研鑽および研修	… 11
	補充原則 4-14-②		
第 5 章 株主との対話			
基本原則 5			
原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針		第 5 章 1.株主および投資家との建設的な対話	… 11
	補充原則 5-1-①		
	補充原則 5-1-②		
	補充原則 5-1-③		
原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表		第 5 章 2.経営目標の策定・公表	… 11
	補充原則 5-2-①	(決算説明会資料、定時株主総会招集通知、統合報告書 等)	—